

埼玉県西部地域まちづくり協議会規約

(目的及び設置)

第1条 埼玉県南西部に位置する5市を、首都圏における豊かで魅力あふれる都市圏とすることを目的として、埼玉県西部地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市（以下「構成市」という。）の市長をもって組織する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定及び推進に関すること。
- (2) まちづくり事業に係る情報交換及び協議に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 監 事 2 名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問及び参与)

第6条 協議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、定例総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 定例総会は、毎年度1回とし、臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催することができる。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の権限)

第8条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めた事項。

(幹事会等)

第9条 協議会に、構成市の企画担当職員をもって組織する幹事会及び調整会議を置く。

2 幹事会及び調整会議は、会長の特に命ずる事項について、調査審議する。

3 幹事会及び調整会議は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 協議会に、構成市の職員をもって組織する専門部会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を置き、会長市がこれを担任する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、その他の経費をもってあてる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和63年8月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。